

平成24年12月26日  
関東管区行政評価局

## 母子家庭自立支援給付金事業における 高等技能訓練促進費の支給（あっせん）

総務省関東管区行政評価局に、次のような行政相談が寄せられましたので、関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議（座長：利根忠博 埼玉県立大学理事長 埼玉県経営者協会特別顧問ほか7名）において検討した結果、母子家庭自立支援給付金事業における高等技能訓練促進費の支給について、各自治体の取扱いが区々となっている状況を改善する必要があるとの意見を踏まえて平成24年12月26日、厚生労働省に対してあっせんしました。

（注）「あっせん」とは、国民の皆様から行政機関等に対する苦情を受け付け、必要な調査を行った上で、行政機関等に問題があれば、その問題について改善策を示し行政機関等に対し改善を要請する（求める）ことを言います。

### 【相談要旨】

私は、厚生労働省が実施する母子家庭自立支援給付金事業における高等技能訓練促進費等事業を利用して、看護師資格を取ろうと考え、平成23年4月に公立の看護学校に入学し、同年8月より高等技能訓練促進費を受給していた。

しかし、入学後に病気になり、医師より10月から半年ほどの休学を経て復学した方が良いとの診断を受けた。

そこで、居住する市に相談したところ、本制度は、休学中の支給は認められず、休学により、単位取得のため修学期間が延長となった場合でも、休学中に支給されなかった分の高等技能訓練促進費は延長期間に充当できない旨の説明を受けた。

休学により修学期間を延長した場合の延長期間分については、訓練促進費の受給を認めてもらいたい。

### 制度の目的・概要

高等技能訓練促進費は、母子家庭の母が看護師等の経済的自立に効果的な資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、その母に対し修業期間中の生活費の負担軽減

減のために支給されるものであり、都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村がその事業を行っており、厚生労働省は、地方自治体への補助を行っている。

訓練促進費の支給期間等については、要綱等により、「訓練促進費の支給の対象となる期間は、修業期間の全期間とする。（平成 21 年 6 月 5 日から平成 24 年 3 月 31 日までに修業している者に限る。）訓練促進費は、月を単位として支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月以降の各月において支給するものとする。」とされ、支給しない要件は、「夏季休暇等年間カリキュラムに組み込まれている事由以外により、月の初日から末日まで 1 日も出席しなかった月がある場合は、当該月については支給しないこと。」とされている。

## 休学したことにより修業期間が延長された場合の訓練促進費の支給の可否

### ○ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の見解

訓練促進費は、養成機関等が定める修業期間の月数を上限（平成 24 年度に修業を開始した者については、36 月を上限とする。）として支給の決定が行われている。このため、休学により修業期間が延長された場合でも、当初決定した支給月数を超えての訓練促進費の支給を行うことはできないが、地方自治体の判断において、休学期間中に不支給となった訓練促進費を修業期間が延長された場合の期間において支給することで、資格取得に繋げていく対応をとることは、可能であると考えている。

### ○ 自治体への調査結果

当局管内の 9 県 12 市の計 21 自治体を抽出し、休学したことにより修業期間が延長となった場合の延長期間分に係る訓練促進費の支給の可否について調査した結果は下記のとおりであった。

支給の可否	自治体数	主  な  理  由
支給できる	10	やむを得ない事情であった場合、当初決定した月数の範囲内で支給可能。
支給できない	8	故意に休学や留年を行うなど不正受給につながる。
無 回 答	3	事例がなく判断できない。

## 改善の必要性

厚生労働省では、上記のとおりの見解を示しているものの、抽出調査した自治体の中には、訓練促進費の支給の取扱いについて、同省の見解を踏まえていない状況がみられた。

**(あっせん等の要旨)**

厚生労働省は、休学したことにより修業期間が延長された場合の延長期間分に係る訓練促進費の支給について、各自治体の取扱いが区々となっている状況を改善する必要がある。

【連絡先】 関東管区行政評価局総務部 首席行政相談官室  
林、坂口

電 話：048-600-2313

F A X：048-600-2335